



平成 27 年 3 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 マルミヤストア
代表者名 代表取締役社長 池邊 恭行
(コード番号 7493 福証)
問合せ先 常務取締役 川野 友久
経営企画室長・総務部部長
(TEL. 0972-23-8111)

会社名 株式会社 丸 久
代表者名 代表取締役社長 田中 康男
(コード番号 8167 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室長 佐伯 和彦
(TEL. 0835-38-1511)

**株式会社丸久と株式会社マルミヤストアの経営統合契約及び株式交換契約の締結、
並びに株式会社丸久の会社分割による持株会社体制への移行、
定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ**

株式会社丸久（以下、「丸久」といいます。）と株式会社マルミヤストア（以下、「マルミヤストア」といいます。）は、平成 27 年 1 月 9 日開催の両社取締役会及び平成 27 年 2 月 16 日開催の両社取締役会の決議に基づき、それぞれ両社の経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書及び同基本合意書の一部を変更する覚書（以下、同基本合意書とあわせて「本基本合意」といいます。）を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本日開催の両社取締役会において、本基本合意に基づき、平成 27 年 7 月 1 日（予定）を効力発生日として、株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）と会社分割（吸收分割）（以下、「本吸收分割」といいます。）を併用することにより、持株会社のもとに本経営統合を行うことを決議し、両社の間で経営統合契約（以下、「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本経営統合において、持株会社体制への移行を目的として、丸久は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 7 月 1 日（予定）を効力発生日として、丸久を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業に関する権利義務を、平成 27 年 3 月 9 日に設立した丸久の全額出資子会社である株式会社丸久分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）に対して承継させる本吸收分割に係る吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）の締結を承認し、分割準備会社との間で本吸収分割契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。なお、本吸収分割は、丸久の全額出資子会社が承継会社となる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

本経営統合に伴い、丸久は、新商号に変更することを含み、会社の目的を持株会社としての目的等に変更する定款の一部変更議案並びに本経営統合後の取締役及び監査役の選任議案を、平成 27 年 5 月 28 日開催予定の丸久の定時株主総会に付議することを予定しております。あわせて、代表取締役の異

動を内定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換の効力発生日（平成 27 年 7 月 1 日予定）に先立ち、マルミヤストアの株式は、福岡証券取引所において、平成 27 年 6 月 26 日に上場廃止（最終売買日は平成 27 年 6 月 25 日）となる予定です。

I. 本経営統合の目的等

1. 本経営統合の背景と目的

両社が主要な事業としておりますスーパーマーケット業を取り巻く環境は、人口の減少と高齢化社会の進行に加え、業種や業態の垣根を越えて総合スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアやディスカウントストアなどの異業種を巻き込んだ競争が激化し、厳しさを増しております。また、スーパー・マーケット業界においては、企業統合による業界再編の動きが加速しつつあり、今後の競争環境はさらに厳しさを増していくものと考えられます。

丸久は、昭和 29 年の創業以来、「お客様、お取引先、丸久の三位一体の信頼と融合により地域社会に貢献する」という経営理念のもと、山口県を中心に食品スーパーマーケット事業を展開し、地域に密着した生活適応企業としてきめ細かな消費者ニーズの把握を通じ、変化してやまない市場にすばやく対応しつつ、地域のお客様の普段の食生活をサポートしてまいりました。本格的な食品スーパーマーケットチェーンの実現を目指し、旬や産地、安全安心にこだわった商品をよりお求めやすい価格と豊富な品揃えで提供するスーパーマーケット「アルク」を中心に広島県西部及び福岡県の隣接地域へ営業基盤を拡大してまいりました。また、山口県内においては、昨年は山口県東部を基盤に地域密着型のスーパーマーケットを展開する株式会社中央フードをグループに迎えるなど、県内全域で市場密度を高めるシェア No.1 政策を推進しております。

マルミヤストアは、昭和 47 年に大分県佐伯市に第 1 号店を開設以来、大分県を中心に宮崎県、熊本県及び福岡県に食品スーパーマーケットの出店を拡大し、41 店舗を展開しております。お客様や地域の皆様から愛される店舗を目指して「地域のお客様の豊かな食生活と健やかな暮らしに奉仕する」を企業使命とし、地場仕入による生鮮食品の強みを最大限に發揮した地域密着の品揃えにより、お客様満足度の向上を追求しております。また、100%子会社である株式会社アタックスマートにおいて、平成 14 年 8 月よりディスカウントストア事業を展開し、エブリデーロープライスをモットーに地域一番店を目指して、宮崎県を中心に熊本県、大分県、鹿児島県に 21 店舗を展開しております。

このように丸久及びマルミヤストアの両社は、地域の生活を支えるスーパーマーケットとして隣県に事業を展開する関係がありました。また、昨今のスーパーマーケットを取り巻く環境の中で、地域社会に貢献し、お客様に選ばれるスーパーマーケットであり続けるためには、強固な経営基盤が必要不可欠であるとの共通認識を持っておりました。以上の関係に立脚し、両社は地域に根差すスーパーマーケット同士として、互いの独自性・自主性を尊重しつつ、両社の経営資源やノウハウを統合し、売上規模を拡大するとともに「商品」「人材」「店舗」の競争力の強化を図ることが最適であるとの判断に至り、対等の精神に基づき、持株会社のもとに経営統合することについて最終合意をしたものであります。本経営統合により持株会社の連結売上規模は 1,200 億円あまりとなることが見込まれます。情報及びノウハウの共有や人材交流などにより、店舗の効率運営、商品政策、店舗開発や接客の向上などこれまでに両社が培ってきたベストプラクティスの融合を図り、スケールメリットを追求していくことにより、持株会社の経営基盤は一層強固なものとなり、両社の全てのステークホルダーの有する価値を高めることに資する経営統合になるものと判断しております。

本経営統合後、中四国・九州地方の西日本において、優れたノウハウを持つ同業者の結集を図り、スーパーマーケット同士の連携を深めてまいります。両社は、ローカルスーパーマーケットの成長の限界を打破することに挑戦し、持株会社の企業価値の向上に努めてまいります。

2. 本経営統合の要旨

本経営統合は、以下の方法により行います（別紙1をご参照ください）。

（1）本株式交換

丸久を株式交換完全親会社、マルミヤストアを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換は、丸久においては平成27年5月28日開催予定の定時株主総会（以下、「丸久の承認定時株主総会」といいます。）において、マルミヤストアにおいては平成27年5月27日開催予定の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年7月1日を効力発生日として行われる予定です。

（2）会社分割による持株会社体制への移行

丸久を吸收分割会社、分割準備会社を吸收分割承継会社とする吸收分割により、丸久を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業を分割準備会社に承継し、丸久は分割準備会社とマルミヤストアを完全子会社とする持株会社（以下、「本持株会社」といいます。）となります。

本吸收分割は、丸久においては丸久の承認定時株主総会において、分割準備会社においては平成27年5月28日開催予定の臨時株主総会において、本吸收分割契約の承認を受けた上で、平成27年7月1日を効力発生日として行われる予定です。

（3）丸久の定款の一部変更等

丸久は、本株式交換及び本吸收分割の効力発生日（平成27年7月1日予定）付で、新商号に変更することを含み、会社の目的を持株会社としての目的に変更する定款の一部変更（以下、「定款の一部変更」といいます。）を行います（別紙2をご参照ください）。なお、丸久の新商号は、平成27年4月上旬頃決定する予定です。また、分割準備会社は、同日付で「株式会社丸久」に商号を変更いたします。

定款の一部変更に関する議案は、丸久の承認定時株主総会において付議される予定です。

（4）本持株会社の役員構成

本持株会社（本経営統合後の丸久をいい、本株式交換及び本吸收分割の効力発生日（平成27年7月1日予定）付で新商号に変更する予定です。）の役員（以下、「本持株会社の役員」といいます。）は次のとおり予定するほか、社外取締役を2名、監査役を3名の体制とする予定です。

なお、本持株会社の役員選任に関する議案は、丸久の承認定時株主総会において付議される予定です。

代表取締役社長	田中 康男（現丸久代表取締役社長）
代表取締役副社長	池邊 恭行（現マルミヤストア代表取締役社長）
取締役	武野 茂人（現丸久専務取締役）
取締役	清水 実（現丸久常務取締役）
取締役	川野 友久（現マルミヤストア常務取締役）

3. 本経営統合の日程

①丸久における日程

取締役会（本経営統合契約、本株式交換契約及び本吸收分割契約締結承認） 本経営統合契約、本株式交換契約及び本吸收分割契約の締結日	平成27年3月30日
本株式交換契約、本吸收分割契約、定款の一部変更 及び本持株会社の役員選任承認定時株主総会	平成27年5月28日（予定）
本株式交換の効力発生日 本吸收分割の効力発生日 商号変更日	平成27年7月1日（予定）

②マルミヤストアにおける日程

取締役会（本経営統合契約及び本株式交換契約締結承認） 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結日	平成27年3月30日
臨時株主総会基準日設定公告	平成27年3月31日（予定）
臨時株主総会基準日	平成27年4月15日（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会	平成27年5月27日（予定）
最終売買日	平成27年6月25日（予定）
上場廃止日	平成27年6月26日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成27年7月1日（予定）

③分割準備会社における日程

取締役会（本吸收分割契約締結承認） 本吸收分割契約締結日	平成27年3月30日
本吸收分割契約承認臨時株主総会	平成27年5月28日（予定）
本吸收分割の効力発生日	平成27年7月1日（予定）
商号変更日	

(注) 上記日程は、手続進行上の必要性その他の事由により、当事者で協議の上、これを変更することができます。

II. 本株式交換

1. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

前記「I. 3. 本経営統合の日程」をご参照ください。

(2) 本株式交換の方式

前記「I. 2. (1) 本株式交換」をご参照ください。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	丸久 (株式交換完全親会社)	マルミヤストア (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.915

(注1) 本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）

マルミヤストアの普通株式1株に対して、丸久の普通株式0.915株を割当て交付いたします。

ただし、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する丸久の株式数

丸久は、本株式交換によりマルミヤストアの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のマルミヤストアの株主に対して、丸久の普通株式 3,916,968 株を割当て交付いたしますが、交付する丸久の普通株式には丸久が保有する自己株式（平成 26 年 11 月 30 日現在、1,662,854 株を保有しております。）を充当し、残数については新たに普通株式を発行する予定です。

なお、マルミヤストアは、効力発生日（平成 27 年 7 月 1 日予定）の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に係る買取によって取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

また、本株式交換により割当交付する株式数については、マルミヤストアによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、丸久の単元未満株式（100 株未満の株式）の割当を受けるマルミヤストアの株主の皆様は、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。丸久の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、丸久の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、丸久の単元未満株式を保有する株主の皆様が、丸久に対して、保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

2. 単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び丸久の定款の規定に基づき、丸久の単元未満株式を保有する株主の皆様が、丸久に対して、保有する単元未満株式と併せて 1 単元（100 株）となる数の株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、丸久の普通株式 1 株に満たない端数の割当を受けることとなるマルミヤストアの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、丸久が、1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします（1 株に満たない端数部分の割当はありません）。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

マルミヤストアは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当について

丸久は、平成 27 年 2 月 28 日を基準日とする 1 株当たり 6 円の剰余金の配当を行う予定です。また、マルミヤストアは、平成 27 年 5 月 20 日を基準日とする 1 株当たり 7 円 50 銭の剰余金の配当を行う予定です。

2. 本株式交換に係る割当の内容の根拠等

(1) 割当の内容の根拠及び理由

丸久及びマルミヤストアは、上記「1. (3) 本株式交換に係る割当の内容」に記載の本株式交換比率の決定に際して、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、丸久は公認会計士中村政英事務所（以下、「中村政英事務所」といいます。）を、マルミヤストアはトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（以下、「トラスティーズ・アドバイザ

リー」といいます。)を、第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

丸久及びマルミヤストアは、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、財務の状況、資産の状況、将来の見通し、市場株価の水準、1株当たり指標その他の諸要因等を勘案の上、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された両社の取締役会の決議に基づき、本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び当事会社との関係

丸久の第三者算定機関である中村政英事務所は、丸久及びマルミヤストアの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、マルミヤストアの第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリーは、丸久及びマルミヤストアの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

中村政英事務所は、両社の普通株式それぞれについて市場株価が存在することから、市場株価法により算定を行いました。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウント・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)による算定を行いました。市場株価法においては、両社が平成27年1月9日に公表した「株式会社丸久と株式会社マルミヤストアの経営統合(株式交換並びに会社分割による持株会社体制への移行)に関する基本合意のお知らせ」(以下、「平成27年1月9日付両社公表」といいます。)が両社の市場株価に及ぼす影響を排除する目的で、その公表日前日である平成27年1月8日を基準日として、基準日の終値及び基準日から遡る過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値単純平均値を使用して算定しております。DCF法による算定において基礎とした丸久の平成27年度から平成31年度までの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、マルミヤストアの平成27年度の財務予測においては、価格表示方式や販売単価の見直し、ローコスト運営の徹底及び出店等の施策により、営業利益が636百万円(平成25年度の実績水準)に回復する大幅な増益が見込まれておりましたが、収益性の回復時期について保守的に検討を加えた上で使用することといたしました。結果として、DCF法による算定において前提としたマルミヤストアの平成27年度から平成31年度までの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。なお、両社の財務予測は、本株式交換を含む本経営統合の実施を前提とするものではありません。

丸久の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.565～0.663
DCF法	0.716～0.920

中村政英事務所は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、中村政英事務所が検討を加えた情報及び一般に公開された情報等が、正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により合理的に作成されたことを前提としております。さらに、両社とその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。中村政英事務所による株式交換比率算定は、平成27年3月27日現在までの上記情報及び経済条件を反映したものであります。

トラスティーズ・アドバイザリーは、両社の普通株式それぞれについて市場株価が存在することから、市場株価法により算定を行いました。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法による算定を行いました。市場株価法においては、平成27年1月9日付両社公表が両社の市場株価に及ぼす影響を排除する目的で、その公表日前日である平成27年1月8日を基準日として、基準日の出来高加重平均株価（以下、「VWAP」といいます。）及び基準日から遡る過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における各取引日のVWAP平均値を使用して算定しております。また、DCF法による算定において基礎とした丸久の平成27年度から平成31年度までの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。マルミヤストアの平成27年度から平成31年度までの財務予測には、価格表示方式や販売単価の見直し、ローコスト運営の徹底及び出店等の施策により、平成27年度において営業利益が636百万円（平成25年度の実績水準）に回復する大幅な増益が見込まれているほかには大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。なお、両社の財務予測は、本株式交換を含む本経営統合の実施を前提とするものではありません。

丸久の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.57～0.65
DCF法	0.75～0.95

トラスティーズ・アドバイザリーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。トラスティーズ・アドバイザリーによる株式交換比率算定は、平成27年3月27日現在までの上記情報及び経済条件を反映したものであります。

（3）上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、マルミヤストアは、その効力発生日（平成27年7月1日予定）をもって丸久の完全子会社となり、マルミヤストアの普通株式は、福岡証券取引所における上場廃止基準に従い、平成27年6月26日付で上場廃止（最終売買日は平成27年6月25日）となる予定です。上場廃止後は、マルミヤストアの普通株式を福岡証券取引所において取引することはできなくなりますが、マルミヤストアの株主の皆様に対しては、上記「1.（3）本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、丸久の株式が割り当てられます。なお、本株式交換の目的は、前記「I. 1. 本経営統合の背景と目的」に記載のとおりであり、マルミヤストアの上場廃止そのものではありません。

本株式交換によりマルミヤストアの株主に対して割り当てる丸久の普通株式は、東京証券取引所市場第二部に上場されており、本株式交換の効力発生日後も同取引所市場において取引することができるところから、本株式交換により丸久の単元株式数である100株以上の丸久の普通株式を割り当てるところとなる株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。ただし、本株式交換により100株に満たない丸久の普通株式を割り当てるところとなる株主の皆様においては、単元未満株式を、同取引所市場において売却することはできませんが、株主の希望により、丸久における単元未満株式の買取制度または単元未満株式の買増制度をご利用いただくことができます。また、本株式交換により割り当てる丸久の普通株式に1株に満たない端数が生じる場合には、当該端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 公正性を担保するための措置

丸久は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、第三者算定機関である中村政英事務所に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてマルミヤストアとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

一方、マルミヤストアは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリーに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として丸久との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、丸久及びマルミヤストアは、上記第三者算定機関より、合意された本株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、丸久は浜崎法律事務所を、マルミヤストアは徳田法律事務所をそれぞれ選任し、それぞれ本株式交換の手続及び意思決定の方法・過程等について助言を受けております。なお、浜崎法律事務所及び徳田法律事務所は、いずれも丸久及びマルミヤストアの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

丸久とマルミヤストアの間には、資本関係はなく、また両社に役員の兼任もないことから、特別な措置は講じておりません。

3. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	株式会社丸久	株式会社マルミヤストア
(2) 所 在 地	山口県防府市大字江泊 1936 番地	大分県佐伯市野岡町二丁目 1 番 10 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 康男	代表取締役社長 池邊 恭行
(4) 事 業 内 容	食料品、住居関連品及び衣料品等の小売業	スーパーマーケット事業及びディスカウントストア事業
(5) 資 本 金	4,000 百万円	808 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 29 年 3 月 12 日	昭和 47 年 5 月 4 日
(7) 発 行 済 株 式 数	26,079,528 株 (平成 26 年 11 月 30 日現在)	4,283,128 株 (平成 26 年 11 月 20 日現在)
(8) 決 算 期	2 月末日	5 月 20 日
(9) 従 業 員 数	705 名（連結） (平成 26 年 2 月 28 日現在)	335 名（連結） (平成 26 年 5 月 20 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	西中国国分株式会社 株式会社日本アクセス 旭食品株式会社	三井食品株式会社 コゲツ産業株式会社 黒木食品株式会社
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社山口銀行 株式会社西日本シティ銀行 株式会社広島銀行	株式会社大分銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	丸久共栄会 8.84% 株式会社山口銀行 4.64% 日本生命保険相互会社 4.23% 株式会社イズミ 4.21%	宮野雅良 48.17% マルミヤ取引先持株会 9.07% 株式会社大分銀行 3.86% 株式会社イズミ 2.76%

	国分株式会社 (平成 26 年 8 月 31 日現在)	3.88%	宮野美代子 (平成 26 年 11 月 20 日現在)	2.70%
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。			
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。			
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。			
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態

株式会社丸久（連結）

決算期	平成 24 年 2 月期	平成 25 年 2 月期	平成 26 年 2 月期
連結純資産	14,417 百万円	16,668 百万円	18,541 百万円
連結総資産	36,419 百万円	36,634 百万円	37,254 百万円
1 株当たり連結純資産	583.05 円	672.88 円	746.98 円
連結売上高	80,577 百万円	81,420 百万円	83,052 百万円
連結営業利益	4,053 百万円	3,680 百万円	3,699 百万円
連結経常利益	4,114 百万円	3,722 百万円	3,849 百万円
連結当期純利益	2,077 百万円	2,256 百万円	1,839 百万円
1 株当たり連結当期純利益	85.25 円	92.70 円	75.46 円
1 株当たり配当金	10.00 円	12.00 円	12.00 円

株式会社マルミヤストア（連結）

決算期	平成 24 年 5 月期	平成 25 年 5 月期	平成 26 年 5 月期
連結純資産	5,423 百万円	5,614 百万円	5,941 百万円
連結総資産	10,699 百万円	11,049 百万円	11,003 百万円
1 株当たり連結純資産	1,266.91 円	1,311.51 円	1,387.96 円
連結売上高	34,411 百万円	35,987 百万円	37,540 百万円
連結営業利益	409 百万円	436 百万円	607 百万円
連結経常利益	520 百万円	563 百万円	723 百万円
連結当期純利益	262 百万円	216 百万円	385 百万円
1 株当たり連結当期純利益	61.37 円	50.64 円	89.98 円
1 株当たり配当金	17.50 円	15.00 円	17.50 円

III. 本吸收分割

1. 本吸收分割の要旨

(1) 本吸收分割の日程

前記「I. 3. 本経営統合の日程」をご参照ください。

(2) 本吸收分割の方式

前記「I. 2. (2) 会社分割による持株会社への移行」をご参照ください。

(3) 本吸收分割に係る割当ての内容

分割準備会社（吸收分割承継会社）は、本吸收分割に際して、分割準備会社の普通株式 19,400 株を発行し、その全てを丸久に対して割当交付いたします。

(4) 本吸收分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

丸久は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(5) 本吸收分割により増減する資本金

本吸收分割による資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

分割準備会社は、丸久を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業に関連する資産、負債、その他の権利、契約上の地位及び法令上承継可能な許認可等を本吸收分割契約に定めるところにより、丸久から承継します。なお、債務の承継については、重畠的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

丸久及び分割準備会社は、本吸收分割の効力発生日（平成 27 年 7 月 1 日予定）以降における負担すべき債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

2. 本吸收分割の当事会社の概要

本吸收分割の分割会社である丸久の概要については、前記「II. 3. 本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。なお、本吸收分割の承継会社である分割準備会社の概要は、以下のとおりです。

(1) 名 称	株式会社丸久分割準備会社
(2) 所 在 地	山口県防府市大字江泊 1936 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 康男
(4) 事 業 内 容	食料品、住居関連品及び衣料品等の小売業
(5) 資 本 金	30 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 27 年 3 月 9 日
(7) 発 行 済 株 式 数	600 株
(8) 決 算 期	2 月末日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社丸久 100%

(注1) 分割準備会社は、本株式交換及び本吸收分割の効力発生日（平成 27 年 7 月 1 日予定）付でその商号を「株式会社丸久」に変更する予定です。

(注2) 分割準備会社は、平成 27 年 3 月 9 日に設立されたため、直前事業年度の経営成績等はありません。

3. 分割する事業部門の概要、経営成績、分割する資産・負債の項目及び帳簿価格

(1) 分割する部門の事業内容

丸久を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業（食料品、住居関連品及び衣料品等の小売業）

(2) 分割する部門の経営成績（平成 25 年 3 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日まで）

	本件事業部門 (a)	分割会社単体 (b)	比率 (a/b)
売 上 高	82,848 百万円	82,848 百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額（平成 26 年 11 月 30 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	7,166 百万円	流動負債	12,534 百万円
固定資産	30,583 百万円	固定負債	6,904 百万円
資産合計	37,749 百万円	負債合計	19,438 百万円

(注) 分割する資産、負債の各項目と金額は、平成 26 年 11 月 30 日現在の数値を基礎としているため、実際に承継する金額（上記金額に本吸収分割の効力発生日までの増減を加除した金額）とは異なります。

IV. 定款の一部変更

1. 定款変更の理由

丸久は、本経営統合に伴う持株会社体制への移行等を目的として、本株式交換及び本吸収分割の効力発生日（平成 27 年 7 月 1 日予定）付で新商号に変更することを含み、会社の目的を持株会社としての目的等に変更する定款の一部変更をいたします。ただし、丸久の承認定時株主総会において、定款の一部変更に係る議案が承認されることが条件となります。なお、丸久の新商号は、平成 27 年 4 月上旬頃決定する予定です。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙 2 のとおりです。

V. 代表取締役の異動

1. 異動の理由

丸久は、本経営統合の効果を迅速かつ最大限に發揮するために、代表取締役を 1 名追加し、2 名体制とするものです。

2. 新任代表取締役の氏名及び役職名

(新任) 氏名： 池邊 恭行（イケベ ヤスユキ）
新・役職名： 代表取締役副社長

3. 新任代表取締役の略歴

氏名 生年月日	略歴	保有株式数 (千株)
池邊 恭行 昭和 47 年 11 月 11 日生	平成 7 年 4 月 (株)大分銀行入行 平成 16 年 8 月 同行竹田支店係長 平成 19 年 4 月 同行竹田支店支店長代理 平成 19 年 8 月 同行臼杵支店支店長代理 平成 20 年 8 月 (株)マルミヤストア入社 顧問 同社代表取締役社長 平成 20 年 12 月 同社代表取締役社長兼経営企画室長 平成 21 年 8 月 同社代表取締役社長（現任） 平成 22 年 5 月 佐伯大同青果株取締役（現任）	—

(注) 池邊恭行は、平成 27 年 3 月 30 日現在、マルミヤストア株式を 8 千株保有しており、本株式交換により丸久の株式を割り当てられ、平成 27 年 7 月 1 日において、丸久（本株式交換及び本吸収分割の効力発生日（平成 27 年 7 月 1 日予定）付で新商号に変更する予定です。）の株式を 7 千株保有する予

定です。

4. 就任予定日

平成 27 年 7 月 1 日

ただし、丸久の承認時株主総会において、当該新任代表取締役の取締役選任議案が承認されることが条件となります。

VII. 本経営統合後の状況

1. 本経営統合後の上場会社（本持株会社）の状況

(1) 名 称	株式会社丸久
(2) 所 在 地	山口県防府市大字江泊 1936 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 康男 代表取締役副社長 池邊 恭行
(4) 事 業 内 容	グループ経営管理事業
(5) 資 本 金	4,000 百万円
(6) 決 算 期	2月末日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

(注) 丸久は、本株式交換及び本吸収分割の効力発生日（平成 27 年 7 月 1 日予定）付で新商号に変更する予定です。

2. 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）における「取得」に該当し、丸久を取得企業とするパーチェス法による会計処理を予定しております。本経営統合により本持株会社となる丸久の連結決算においては、本株式交換に伴い、負ののれんが発生する見込みですが、現時点ではその金額等を見積もることができないため、確定次第お知らせいたします。

また、本吸収分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」における「共通支配下の取引」に該当し、のれん（または負ののれん）は発生しない見込みです。

3. 今後の見通し

本経営統合により本持株会社となる丸久の平成 28 年 2 月期の連結業績予想につきましては、今後策定予定であり、確定次第お知らせいたします。

以上

(参考) 丸久の連結業績予想（平成 27 年 1 月 9 日公表分）及び前期連結実績

	連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
前期業績予想 (平成 27 年 2 月期)	87,400 百万円	3,750 百万円	3,900 百万円	2,100 百万円
前々期実績 (平成 26 年 2 月期)	84,810 百万円	3,699 百万円	3,849 百万円	1,839 百万円

(参考) マルミヤストアの連結業績予想（平成 26 年 12 月 26 日公表分）及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 27 年 5 月期)	37,544 百万円	292 百万円	395 百万円	210 百万円
前期実績 (平成 26 年 5 月期)	37,540 百万円	607 百万円	723 百万円	385 百万円

別紙1 本経営統合のスキーム図

現状	<pre> graph TD Marukyu[丸久] -- "100%" --> Separation[分割準備会社] Marukyu --- Yamato[マルミヤストア] </pre>
本株式交換 (効力発生日) 平成 27 年 7 月 1 日 (予定)	<pre> graph TD Marukyu[丸久] -- "100%" --> Separation[分割準備会社] Marukyu -- "100%" --> Yamato[マルミヤストア] Separation --- Yamato </pre> <p>丸久を株式交換完全親会社、マルミヤストアを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、丸久はマルミヤストアの発行済株式の全部を取得します。</p>
本吸收分割 (効力発生日) 平成 27 年 7 月 1 日 (予定)	<pre> graph TD Marukyu[丸久] -- "100%" --> Separation[分割準備会社] Marukyu -- "100%" --> Yamato[マルミヤストア] Separation --- Yamato subgraph "吸收分割により事業を承継" Marukyu Separation Yamato end subgraph "(吸収分割会社)" Marukyu end subgraph "(吸収分割承継会社)" Separation Yamato end </pre> <p>丸久は、吸收分割により、丸久のグループ経営管理事業を除く一切の事業を分割準備会社に承継し、持株会社体制へ移行します。</p>
商号変更 平成 27 年 7 月 1 日 (予定) 付	<pre> graph TD Marukyu["丸久 (持株会社) ⇒ 新商号"] Marukyu --- Separation[分割準備会社 ⇒ 丸久] Marukyu --- Yamato[マルミヤストア] </pre> <p>丸久は、新商号に変更します。また、分割準備会社は、「株式会社丸久」に商号を変更します。</p>

別紙2 定款変更の内容（商号変更を除く）

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当会社は、次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。	第1章 総 則 (目的) 第2条 当会社は、次の <u>事業</u> を営むこと、及び次の <u>事業</u> を営む会社の株式もしくは持分を取得、所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
(1) 物品の製造、加工および販売ならびにこれらの輸出入業 (2) 医薬品、農薬、肥料の販売 (3) 酒類の販売 (4) 旅行業法に基づく旅行業代理業 (5) 薬局の経営 (6) クリーニング業の経営 (7) 不動産の売買、賃貸および仲介ならびに消費者金融業 (8) 学習塾の経営 (9) 工業薬品の販売 (10) 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務 (11) 生命保険の募集に関する <u>業務</u> (12) インターネットを利用した通信販売 <u>業務</u>	(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) 不動産の売買、賃貸、 <u>管理</u> および仲介ならびに消費者金融業 (8) (現行どおり) (9) (現行どおり) (10) 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理事業 (11) 生命保険の募集に関する <u>事業</u> (12) インターネットを利用した通信販売 <u>事業</u> (13) 医療用具、計量器、介護用品のレンタル業 (14) 写真の現像、焼付 (15) 飲食店の経営 (16) 薬局、薬店、ドラッグストアのフランチャイズ事業 (17) その他上記に附帯する一切の <u>事業</u>
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役は15名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役は <u>7名以上</u> 15名以内とする。

(注) 定款変更の内容には、商号の変更は含まれておりません。丸久の新商号は、平成27年4月上旬頃に決定の上、上掲の内容と合わせて丸久の承認定時株主総会において付議される予定です。